

## ビジネス著作権検定® 上級問題集 改訂内容のご案内

『ビジネス著作権検定 上級問題集(第8版第1刷発行日:2021年4月9日)』の記載内容のうち、以下の法改正に伴い、変更になった箇所があります。詳しくは、<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を置き換えて学習をしてください。

・2022年1月1日施行「著作権法の一部を改正する法律」

※なお、詳細は文化庁サイト(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>)をご確認ください。

## &lt;改訂内容対応表&gt;

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第8版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 72 <b>【関連条文】</b> <著作権法第49条1項>	<著作権法第49条1項> 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。 一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示(送信可能化を含む。以下同じ。)を行った者	<著作権法第49条1項> 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。 一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示(送信可能化を含む。以下同じ。)を行った者
練習問題 正答・解説 p. 76 <b>【関連条文】</b> <著作権法第44条1項>	<著作権法第44条1項> 放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送し、又は放送同時配信等することができる著作物を、 <u>自己の放送又は放送同時配信等(当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む。)</u> のために、自己の手段又は当該著作物を同じく放送し、若しくは放送同時配信等することができる他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。	<著作権法第44条1項> 放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送することができる著作物を、自己の放送のために、自己の手段又は当該著作物を同じく放送することができる他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。
練習問題 正答・解説 p. 77 <b>【関連条文】</b> <著作権法第39条1項>	<著作権法第39条1項> 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く。)は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、 <u>有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等を行うことができる。</u> ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。	<著作権法第39条1項> 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く。)は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

該当箇所	改訂内容(下線部分)	上級問題集(第8版第1刷)内容
<p>練習問題            正答・解説 p. 78  <b>【関連条文】</b>            &lt;著作権法第38条3項&gt;</p>	<p>&lt;著作権法第38条3項&gt;  <u>放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等(放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。)</u>が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の実用受信装置を用いている場合も、同様とする。</p>	<p>&lt;著作権法第38条3項&gt;            放送され、又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。)は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の実用受信装置を用いている場合も、同様とする。</p>
<p>過去問題2            正答・解説 p. 171            問題18</p>	<p>ウ 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、<u>有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信(特定入力型自動公衆送信のうち、専ら当該放送に係る放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。))において受信されることを目的として行われるものをいう。以下同じ。)</u>を行い、<u>又は放送同時配信等(放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三十九条並びに第四十条第二項及び第三項において同じ。)</u>を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる(34条1項)。学校教育の目的上、法令で定められた基準に準拠した番組を放送し、有線放送し、これを受信して同時に自動公衆送信を行うことは認められているが、法令に準拠しない番組を公衆送信することは認められていない。</p>	<p>ウ 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる(34条1項)。学校教育の目的上、法令で定められた基準に準拠した番組を放送し、有線放送し、これを受信して同時に自動公衆送信を行うことは認められているが、法令に準拠しない番組を公衆送信することは認められていない。</p>
<p>過去問題2            正答・解説 p. 172            問題20</p>	<p>ア 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く。)は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、<u>有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等を行うことができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない(39条1項)。利用を禁止する旨の表示がある場合は、無断で利用できない。また、第39条1項で認められる利用に、Webサイトへの掲載は含まれていない。</u></p>	<p>ア 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く。)は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない(39条1項)。利用を禁止する旨の表示がある場合は、無断で利用できない。また、第39条1項で認められる利用に、Webサイトへの掲載は含まれていない。</p>

以上